

第59回平成26年9月与謝野町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成26年9月16日

開閉会日時 午後1時30分 開会 ～ 午後4時21分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	高岡 伸明	9番	宮崎 有平
2番	和田 裕之	10番	塩見 晋
3番	小牧 義昭	11番	河邊 新太郎
4番	渡邊 貫治	12番	有吉 正
5番	安達 種雄	13番	家城 功
6番	江原 英樹	14番	勢 箴 毅
7番	伊藤 幸男	15番	多田 正成
8番	藤田 史郎	16番	今田 博文

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	奥野 稔	書記	土田 安子
--------	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	山添 藤真	代表監査委員	足立 正人
副町長	和田 茂	教育長	塩見 定生
企画財政課長	植田 弘志		
総務課長	浪江 学	商工観光課長	小室 光秀
岩滝地域振興課長	小池 大介	農林課長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	長島 栄作
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	小池 信助
税務課長	秋山 誠	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	保健課長	前田 昌一
会計室長	飯澤嘉代子	福祉課長	浪江 昭人
建設課長	西原 正樹	水道課長	吉田 達雄

## 5. 議事日程

- |        |         |   |
|--------|---------|---|
| 日程第 1  | 議案第 95号 | 和解及び損害賠償の額を定めることについて<br>(質疑～表決)                           |
| 日程第 2  | 議案第 96号 | 与謝野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について<br>(質疑～表決) |
| 日程第 3  | 議案第 97号 | 与謝野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について<br>(質疑～表決)         |
| 日程第 4  | 議案第 67号 | 与謝野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について<br>(質疑～表決)      |
| 日程第 5  | 議案第 68号 | 与謝野町いじめ防止対策推進委員会等条例の制定について<br>(質疑～表決)                     |
| 日程第 6  | 議案第 70号 | 与謝野町営住宅条例の一部改正について<br>(質疑～表決)                             |
| 日程第 7  | 議案第 71号 | 加悦奥辺地に係る総合整備計画の変更について<br>(質疑～表決)                          |
| 日程第 8  | 議案第 72号 | 香河辺地に係る総合整備計画の変更について<br>(質疑～表決)                           |
| 日程第 9  | 議案第 73号 | 岩屋西部辺地に係る総合整備計画の変更について<br>(質疑～表決)                         |
| 日程第 10 | 議案第 74号 | 財産の取得について (除雪ドーザ)<br>(質疑～表決)                              |
| 日程第 11 | 議案第 75号 | 三河内大橋・嘉久屋橋・嗎橋橋梁補修工事請負契約の締結について<br>(質疑～表決)                 |
| 日程第 12 | 議案第 76号 | 統合簡水与謝簡易水道桜内浄水場改良工事請負契約の締結について<br>(質疑～表決)                 |
| 日程第 13 | 議案第 77号 | 平成26年度与謝野町一般会計補正予算 (第2号)<br>(質疑)                          |

## 6. 議事の経過

(開会 午後 1時30分)

議長(今田博文) それでは、定刻の1時30分になりましたので開会したいと思います。

ただいまの出席議員は16人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開会に先立ちまして、去る9月1日において上程並びに議決いたしました議案番号に誤りがありましたので、訂正します。議案第63号 専決処分の承認を求めることについて(与謝野町固定資産評価審査委員会委員の選任について)から、議案第66号 与謝野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてまでの4件について、第58回7月臨時会に付した議案番号と重複しておりましたのでおわび申し上げます。

つきましては、お手元に配付しておりますとおり、議案第94号から議案第97号まで訂正いただきますようお願いいたします。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第95号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第95号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第95号 和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第2 議案第96号 与謝野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

塩見議員。

10番(塩見 晋) それでは、与謝野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、一、二点質問をさせていただきます。

まず、資料のほうを見せていただきました。多くの文言があるわけですが、その中に「従うべき基準」と「参酌すべき基準」がありまして、ほとんどが全てなんですけど、従うべき基準は国の基準に従う、参酌すべき基準については国の基準に同じというふうになっております。

参酌基準については自治体の独自のものも決められると、その状況に応じて、そういうふうになっていると思うわけですが、与謝野町にとってはこういう部分で独自のものに変えるとか、それからまた全く自治体独自でふやしている部分も、いろいろと調べてみておるとあるんですが、そういう部分について、いわゆる国から来たそのままがいいということに至った経過というものをお尋ねしたいと思います。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

塩見議員ご指摘のとおり、国の基準そのままという形で今回は条例の策定をさせていただきました。中身を精査させていただいた上で、特に現在、保育所で行っておる事業、また幼稚園で行っておる事業等も勘案しながら、国の基準を特に超える部分が現在のところ見当たらないということで、町の教育・保育の特徴というものを出すとすれば、この条例の中で特段うたい込んだほうがわかりやすい部分はあるかと思いましたが、国の最低基準をまずクリアすることが第一だという判断で、今回につきましては国の基準どおりというふうにさせていただきました。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） そうすると、運用の問題のところではいろいろと知恵を出しながらやっついこうと、こういう思ひかなというふうにとめました。

その中でも、いろいろと私も調べてみました中で、例えば暴力団の排除条例で、与謝野町にもありまして、こういう団体に所属している方々はこれが設置できないとかいうようなことも中には決められているところもあります。与謝野町にはそういう条例もありますので、そういうものも必要かなというふうにも私自身は考えているわけですが、この点についてはどういふふうにお考えでしょうか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） その点につきましては同感でございます、今回の条例の中で盛り込んでおりませんが、今後再検討をする中の一つだというふうに考えておりますので、またいずれそういった条項を加えることを検討したいというように思っております。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） それから、私が直接思うんじやなしに、調べた中であつたこととお話しするわけですが、防災に関連して、やっぱりそれぞれの施設がどういう形でそういうことに対処していくかというような、そういう計画をそれぞれの施設がつくるようにというような条例もうたつてある自治体もあるわけですが、この点についてはどのように思われますか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えいたします。

条例上では特にそういったことをうたっておりませんが、当然、防災上の対応というのは日々考えていかなければならない事項だというふうに思っております。各保育園でも避難訓練等は年に複数回実施をしておりますので、そういったものを1つのマニュアル的なものにして備えておくということは必要なことだと思いますので、町の防災計画ともならみ合わせながら、そういったものの整備はしていきたいというふうに考えております。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番(塩見 晋) もう1点、子供たちのいろんな記録、そういうものもきちっと保管をして、5年間だったかな、ある自治体ではね。保管して、その間はまたそれを参考にしながらやっていくようにというような条例の入っとる自治体もありましたけれども、この点についてはいかがですか。

議長(今田博文) 浪江福祉課長。

福祉課長(浪江昭人) お答えします。

運用上、5年間保存ということは現状でもしておりますので、特に条例ではうたっておりませんが、通常のこととして、そういったことはしていくということでありませぬ。

議長(今田博文) 塩見議員。

10番(塩見 晋) 国のおおりにんで、もう少し何とかというような思いも少し私も読んであったんですが、今お聞きしますと、また後追いながらも変えられるところは変えていくというようなお考えのようでしたんで、運用に入ってからでも、ぜひいい形で子供たちのためになるものにしていただきたいと思います。質問を終わります。

議長(今田博文) ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員。

7番(伊藤幸男) それでは、質疑をさせていただきたいと思っています。

まず、今回の条例の制定については、いわゆるこれまで保育園、それから幼稚園の制度そのものを根底から変えるような改革だというふうに思っております、このまま議会で通してええんだらうかというて、私は大変不安を持っているわけです。

たくさんいただいた資料を見せていただいただけでは理解ができなかったような面も非常に多々ありまして、私自身はわからないところがありますが、大きなこの不安といいますか、なんですけれども、持っているわけなんですけれども、来年4月に実施されるということですので、正直言ってかなり手続や調査活動や計画づくり、こうしたものが各担当課としての課題も非常に残されているわけですが、まず初めに、この6カ月後に実施があるわけで、この間、議会での合意がこうしてされているわけなんですけれども、保護者や町民に十分徹底できるのかという点ですね。それから、それで執行が可能なのかという点ですね。

私は、特にこの間ずっと関係の法案の中身を、報道のあたりを見てみますと、かなり時間をとってきたわけなんですけども、何年も前から。しかし、それが暗礁に乗り上げ、乗り上げするような形もあって、しまいには国が提案した原本も修正せざるを得ないというのが2回ほどあったというふうに思っております。ともかく、あと6カ月でやれということですから、これちょっと非常に無理があるんじゃないかと僕自身は思っているんです。制度自身がガラッと変わるわけですからね。これから質疑をしますけども、この点で課長のまず認識をお伺いしておきたいと思っています。

議長(今田博文) 浪江福祉課長。

福祉課長(浪江昭人) 子ども・子育て支援制度につきましては、町政懇談会で認定こども園という新しい形を町の形として求めていきたいということでの説明会は、また意見交換はさせていただきましたが、制度そのものの周知ということになりますと、実際十分できておらんというふうに思います。今後、町報等を活用しまして、新制度の中身については具体的な広報をしていきたいというふうに考えております。

ただ、手続上につきましては、いわゆる1号認定、2号認定、3号認定という認定ということをしなければなりません、実際には公立の保育園のままですし、また公立の幼稚園のままでありますので、余り大きな手続上の変更は現在のところはないというふうに考えておりますので、中身そのものについては周知をする必要はあると思っておりますが、この11月、12月あたりには保育所の来期の募集もしなければならないということになっておりますので、そこについては大きな混乱なくやっていけるように何とかしていきたいと考えております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） わかりました。それで、その点で、たくさんあるので次に進みますが、大事なことは、これ一番初め、子育て会議ができる以前、この案を前期の段階でつくられたわけですけども、それが現場の職員は知らなかったということがあったわけですね。今回は、そのことについては十分徹底できたと、合意もできたというふうに理解してよろしいか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お尋ねの現場の職員といいますのは、保育所の保育士、また幼稚園の教諭ということでしょうか。

7番（伊藤幸男） はい。

福祉課長（浪江昭人） その部分につきましては、子ども・子育て支援事業計画策定に当たりましては、各保育所の園長、幼稚園の園長にも計画づくりには参加していただいておりますので、園長のほうから各保育士等にはそういった制度が変わるということの周知はしてもらっておるというふうに思っております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） そのことも非常に念入りな手といいますか、手法でやっていただきたいというふうに思っています。

次の質問です。今回の改正で1つのポイントとなったのが、いわゆる保育士の資格問題です。これは、もう課長もご存じだと思うんですが、今回の改正で、全部ではないんですけども、事業所形態でいうと、保育士がいなくてもよいとされるような事業、セクションがあるということを知ったわけですが、どのような施設であっても、本来は保護者も子供も安心して預けられる、こういうところに保育士がいらないというか、全くいないわけじゃないんですけども、なくてもいいというのは、明らかにもう法的な、いわゆる行政の保育責任の放棄にならないかというふうに思うんですが、いかがですか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

今ご指摘の保育士がいなくてもいい職場というのがあるのではないかとということですが、地域型保育事業の中に小規模保育事業というのがございます。また、家庭的保育事業というような新たな制度もできます。その中では、例えば小規模保育事業はA・B・Cの3類型があるわけですが、C型という小規模保育事業の場合は家庭的保育者を配置すればいいということになっております。ただ、この家庭的保育者といいますのは、市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有する等、市町村長が認める者というふうに規定がされておりますので、全く保育士の資格がなくてもいいということだという判断はしておりません。できるだけ

保育士の資格を持った方にそこに入っていただくということが望ましいというふうに思っておりますので、制度はそういった表現になっておりますが、市町村長が認めるというところがございまして、当町の町長が保育士でなければならないという判断をすれば、議員のご心配には当たらないのではないかというふうに思っております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私は、今の課長の答弁を聞いていて、制度はそうなっているんです。しかし、そのこと自身が後退が始まりかけていると。わかりますね、言っているのは。今までは保育士でなければ、保母とか保育士とか呼べなかった、資格持っていないとね。しかし、今はそうでなくて、ちょっとした、失礼だけど、都道府県や市町村で研修を受けた、修了した人はいいんですと。どんな研修かわかりませんが。保育士になろうと思えば、1日や2日や3日や4日の研修でできたりならないんですよ。質が違うんです。それだけ保育についてはベテランなんです。だから、そんなことをたやすく広げて、この基準は、余り言いたくありませんけども、国のもとで初めからそうなっているんですね。ちょっと経験者があつたらいいじゃないかということで、審議会段階でそういう意見まで出たんです。しかし、それは明らかに逸脱だと。保育の専門家や研究者もそう言っていますよ。だから、ここが問題だと。

特に私が気になっているのは、こういうデータです。全国ではこの9年間で死亡事故が124件出ています。これは課長も知っているとおりです。特に多いのは、民営化された施設で、無資格の保育士が多い施設で発生しているというのが特徴になっています。私もそれ確認しました。こんな状態なのに、保育・教育の義務を持つ行政責任として、当然それは判断としては厳格にここは守ってほしいと。これは、本来ある児童福祉法でしたか、第24条の第1項の規定そのものです。課長はよくご存じだと思うんです。だから、それは最大限守る、この立場を明らかにしてください。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えします。

ちょっと私が今から申し上げることは若干語弊があるかも知れませんが、今回の子ども・子育て新制度につきましては、基本的には待機児童対策、これが大きな柱になっておるというふうに思っております。ですから、受け入れ先を何とかふやすために若干ハードルを低くすることが法の中に盛り込まれたのではないかとこのように思っております。

ただ、当町におきましては残念ながら待機児童がございませんので、そういった観点からこの法律を読み取るのではなしに、今後、与謝野町の就学前の児童に対しまして教育・保育をどれだけ前に進めるかということをお前提に考えていく必要があるのではないかとこのように考えております。

山添町長も児童・子育て対策については今後力を入れると、大きな柱だということに申しておりますので、ただいまの保育所の問題等につきましては、国の基準どおりということではなしに町の考え方をどう取り入れていくのか、保育・教育についてどう向かっていくのかという姿勢を示す場所でもあろうかと思っておりますので、そういった部分については今後十分検討をさせていただきたいというふうに思います。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 次の点は、給食についても同様に、私は非常に今の子供のリズムといいですか、保育の現場、幼稚園なんかの現場を見ても非常に大事だと思っているんですが、自園給食をされているというふうに思っています、今。自園というのは、自分とこの園で食べられるということなんですが、当然、調理員の配置が欠かせないと思っているんです。これが非常に大事だと。今や食育の時代だとも言われていますから、この体制は十分なんではないでしょうか。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 調理員の確保につきましては、全てが正職員ということにはなっておりませんが、保育所のほうにおきましては今のところ問題なしに確保ができておるといふふうに思っております。

それで、今後につきましても自園給食方式をとっていくということで検討が進むと思いますが、実は、私は給食センターの活用ということも提案をしたことがあります、現場から言わせると、やっぱり給食については保育所の中で調理がされておって、においがして、きょうの献立は何だというような会話があってというようなことが非常に大事だということで現場からは逆におしかりを受けたようなことをございますので、自園給食で運営ができるように今後も検討したいというふうに考えております。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） わかりました。

さらに、私は面積基準、いわゆる施設基準ということで大きくくくっていますが、そこが、もう結論から言いますね。乳児室の基準で、例えばですが、ここ普通だったら違うんですけども、学童保育なんかの基準も同じようにされているということについては、私はもっとそこを考える必要があるというふうに思っているんですが、この点はどのようにお考えですか。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

学童保育の場合は、1人当たりが1.65平方メートルだったと思います。乳児の場合につきましては、1人当たり3.3平方メートルということになっておりますので、学童よりは倍近くの面積が要件になっておるといふふうに理解をしております。

あくまでもこれは最低基準でございまして、これを超えてはならないという基準ではございませんので、今後、認定こども園等を整備する際につきましては、財政的な問題もありますので余り途方もない大きなものはつくれませんが、十分に考慮をして検討したいというように思います。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の面積基準の問題では、現在でも、欧米の施設と比べても日本の施設は極めて貧弱で、これはデータも出ているんですけども、しかも日本で今使っている基準、国の基準というのはもう半世紀以上前の昔から変わっていないんですよ。ここに日本のおくれの象徴的なあらわれ方をしていると。隠れたところはほったらかすと。もっと言えば、1人当たりの面積基準の拡大に加えて、やっぱりいろんな部屋の、食事や遊びや生活スペース、睡眠スペース、こういうことを考慮した設備を、施設を充実させていただきたいと思っています。

次に、今回の法改正で、認定こども園では災害時などの避難路の確保についても必須の条件から抜けました。これはご存じですね。結局、規制緩和というのはこういうことらしいです。安全

でなくてもいいと、裏を返して言えば。これが政府の見解です。全く今の、最近の災害事情を全く考慮していないと言わざるを得ないと思っています。

ここで課長の見解を聞いておきたいと思っています。災害対策のね。避難箇所。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えします。

先ほどの塩見議員の質問にもありましたが、もう当然防災対策、避難対策というのは十二分にやりましたが、事起きる可能性がございますので、その部分につきましては、国の考え方がどうあれ、与謝野町としてはしっかりしていきたいというように思います。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう時間もありませんので、もう1点だけ。

先ほどの面積基準の問題でありましたが、今、面積基準を全国的にもこういう状況にほったらかされていることは。地方では面積基準を拡大しようという声が保護者からも出て、一緒になって変えようということで、全国かなり出てきているんですね。これは課長も知っておられるかわかりませんが、乳児室だって5.0平方メートルとか、4.95平方メートルだとかいうことが熊本やさいたま市、仙台市、いろいろありますけど、かなり広がっています。この点で、私は非常に大事な流れだろうと思っておりまして、ぜひこの点は上乗せのことも十分考えていただきたいというふうに思っているんですが、いかがですか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 今後の検討の参考とさせていただきたいと思います。

7 番（伊藤幸男） 第1回目、終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

2回目。伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、第2回目の質問になりますが、先ほどの続きですが、面積基準の問題で、まず非常にこれは行政の姿勢を問われる問題ですので町長にお伺いしたいと思っています。

上乗せをして、やっぱり子供の発達、それから置かれた環境、これを改善していくという点で、先ほども課長の答弁がありましたが、子育て支援には大いに頑張っていかなあかんという話がございますけれども、町長自身の。この点上乗せ条例をつくるべきだというふうに考えているんですが、いかがですか。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 保育をめぐる環境といいますのは、ここ近年、非常な速度で変化をしてきているのではないかなというふうに思っておりまして、与謝野町におきましても実情に照らし合わせながら最適な解を見つけていきたいというふうに思っております。

面積の上乗せ条例につきましては、今のところ私自身は考えておりませんで、今後の検討課題であろうというふうに思っております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、第2回目の2つ目の質問は、ご存じのように、保育士の不足というのは全国的には大きな問題になっておりまして、働く環境が非常に、思うほど賃金はもらえない、非常に腰を痛めたり重労働だという中で、そういう世論もあって、政府がこの新制度の発足と同

時に改善の数値を示して、いわゆる待遇改善を示したんですが、しかしいざスタートという段になって、この間数字を明らかにしていますが、かなりそこに目標から離れた低い結論しか、加算率しか出してないんですけども、この点について、課長どのように考えておられますか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 国が設置をしております子ども・子育て会議で、そういったことがいろいろと議論をされておるといことはお聞きしております。

今回、保育士等の処遇改善も含めていわゆる給付費を算定していくということでありましたが、国のほうは消費税増税による増収分で7,000億円をこの子育て支援のほうに充てるというふうに言うておりますが、子ども・子育て会議のほうの試算でいきますと、1兆円なければそういったことが達成できないであろうという見解を出されておりますので、現在のところ国は7,000億円を超える投入ということは考えているという報道がございますので、大変厳しい状況ではないかというふうに推察をしております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 次に、これはもう課長でないといけないという感じがする質問ですが、公定価格の問題です。去る5月末に、政府はようやく公定価格の仮単価が示されました。これはどういうものか説明していただけますか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、5月に公定価格の仮単価表というものが示されております。この単価表につきましては、いわゆる施設の種別ごとに、例えば幼稚園、保育所、認定こども園というふうに種別ごとに公定価格、いわゆる運営にかかる経費というふうにご判断いただければいいかと思っておりますが、そういったものが示されたということでございまして、同じ幼稚園でも、利用定員によってまた公定価格が変わります。また、設置されております地域によって価格が変わるといったことで、きょう資料は一応持っておりますが、詳細にご説明するだけまだ読み取りができておりませんので、大変申しわけございませんが、そういった仮単価が公表されたということでございます。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 言うならば、国のレベルで考えると、いわゆる補助金に値するものだという理解をしたらいいと思うんです。

この法定価格が発表されて、いわゆる新制度に突入する際に、この間どういう論議になっているかという、5月に発表されて、6月段階で既に新制度への批判が相次ぎました。これは、今、課長が説明なされたような、いわゆる公定価格自身に格差があるということが論議になりまして、この結果、ちょっと時間もありませんから簡単に言いますが、施設ごと、事業者ごとに異なる公定価格の仮単価が表示されたために格差が起き、大きな減収になるということで、いわゆる事業計画どおり運営ができなくなるということが今問題になっているんです。

私も持ってきたんですけども、調べた資料を、こういう形になっているんです。特にこの大きな影響になるという形態はここなんです。いわゆる発表されて、公定価格が、保育所と幼稚園の機能を持つ認定こども園では補助金が大幅減少するというケースが出るということが、そういう

ことがあるために認定返上を検討する動きが今起こっているということです。大きく言うと、いわゆる政府の審議会の子育て会議、その中でアンケートを全体にとるんですけども、いろいろと全国的に、アンケートの集計された中で、そういう意思表示、いわゆる認定申請を差し控える、もうやめるということが3割あるんです、大体。これぐらい出てきているんです。だから非常に政府も困っているんですけども、簡単に言うと、本町がほぼこの形態ですよ。本町の場合。違うんですか。私は形態が同じなんかと、類似するなというふうに、一緒にやるわけですから、保育と。この辺はいかがですか、課長。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

今、議員のご指摘の部分につきましては、私の持つておる資料では、8月25日付の毎日新聞のほうで報道がされております。毎日新聞のほうで緊急調査を実施されましたところ、181園の認定こども園の30%に当たる55園が認定こども園の返上をしたいということを検討しているということが出ております。これは、施設の規模が大きくなればなるほど、入ってくる補助金が少なくなるということになるということでございまして、一番大きな減収となるところでは7,000万円程度、減収になるという計算になったということでございまして、国のほうは、このことに対しまして正しく試算ができておらんのではないかというようなことも発表をしております。現在そのあたりの調査がされておるといふふうにお聞きをしております。

ただ、この報道以後、市町村に対して、この件に関して何ら情報は入ってきておりませんので、どういったことになっておるかにつきましては現在不明だということでございます。

今後、与謝野町が検討をしております認定こども園はこの分野に入るのではないかということでございまして、この分野に入るというふうには思っております。

ただ、今回、町が考えておりますのは公立による認定こども園ということで、この給付制度というのはまた一から説明しませんとなかなか難しいところがあるんですが、私立の認定こども園と公立の認定こども園ではその給付のされ方が違うということでございまして、町が認定こども園を設置しました場合は、基本的には全額町が負担するというようになっておまして、その中に交付税算入がされるということでございます。運営費は交付税算定でされるという予定になっております。

その交付税算入がどういった基礎でされるかについての情報がまだ全く入ってきておりませんので、当町の場合は、現在の保育所・幼稚園と新たな認定こども園の比較ということが、残念ながら今できる状態にございませぬ。京都府を通じまして、その情報をいち早くいただきたいというふうには何度も要請しておりますが、全くそれが入ってこない状況でございますので、現在どうなるかということに対してのお答えはしかねるといふ状況でございます。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 今の答弁にありましたように、先ほどの、もう一つ前の課長の答弁もありましたが、国が財政的に財源を持ってない、まだバックから保障をもらっていない、そのもとで起きている現象が今起きているんですね。そういう点をよくつかんでいただいてぜひ対応いただきたいと思っています。

それから、先ほど冒頭で言いましたが、調査の話をしました。それから事業計画づくり、この

点でちょっと1点だけ触れておきたいと思っているのは、全国的に今の段階で調査をとったときに、年齢が5カ年計画ですから、この計画は、随時上がっていくんですけども、乳幼児の保育をどうするかというのが非常に大きな課題。いわゆる子供を持つ保護者の方々は、それへの保育のニーズが非常に高いということは保育白書なんかにも出ているんですね。これは専門家も言っています。ですから、この点は十分配慮して計画づくりをお願いしたいなと思っています。これはこの辺にしておきます。

最後に、財源との関係の話がありました。これは、一般的にいろいろと聞いていると、保育料というのは高過ぎるんじゃないかと。これは全国的傾向なんですけども。これは、やっぱり基本的に認識をきちっとしとかなきゃいけないのは、私どもが繰り返し言っているように、経済が、若者が非正規の塊になりかけているでしょう、傾向で言うたら。2分の1でないかと言われているんですよ、非正規が。この町は調べたことないだろうからあれでしょうけども、もっと高いかもしれない。非正規というのは、厳格な。だから、そういうもとの保育料を払わねばならないのは非常に酷な時代なんですね。

そこで、私がお尋ねしたいのは、全国で今そういうもとのしっかり子育てしないとだめだと、長い将来への投資だということで、全国の自治体で無料化を支援する自治体が生まれています。ご存じだと思うんですが、鳥取です。鳥取県は県がバックアップして、既に今3つがスタートしました。そのほかもやりたいということで相談も来ておるようです。ここで、私がお尋ねしたいのは、もとに戻って、公的施設ですね、ここの場合はね。その保育料はどうなるか。民間のケースが生まれてきた場合はどうなるのかというあたりですね。だから、問題意識持っているのは、いわゆる今までの保育料との比較でどうなるのかということがお尋ねしたいと思っています。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

保育料が高いんじゃないかというご指摘でございますが、これはもう数字上の話でございますので、今の論点とは若干ずれがあるかもわかりませんが、与謝野町の保育所運営の経費につきましては総額で5億4,000万円ほどかかっております。それに対しまして保育料は約1億3,000万円ということでございますので、4分の1ぐらいの保育料をいただいて運営をさせていただいておるということでございます。これが高いか安いかの基準についてはそれぞれのお考えがあるかと思っておりますので、一応数字としては報告をさせていただきたいというふうに思います。

今後の保育料につきましては、国のほうが、先ほどの運営費の公定価格を出しましたように、いわゆる保育料の基準単価についても仮単価を公表しております。その仮単価につきましては、これまでは基本、所得税を中心に応能負担という形になっておりましたが、新基準では町民税の所得割によって段階を設けるということで基準の見直しがされております。現在、所得税の換算から町民税所得割の換算に変わった場合の影響額について福祉課のほうで調査を進めておりますが、大体傾向で言いますと、所得階層の高い、いわゆる段階でいいますと5の2階層というのがあるんですが、そこから下については若干値上がりがするというようになっておりますが、所得階層の若干低い階層であります1階層から5階層の1までぐらいは若干減少するというような想定をさせていただいております。

保育料の決定につきましては、我々現場の職員から言いますと、全体の財政の状況も勘案しながら保育料については検討する必要があるかと思っておりますので、行政的にはそれを無料に今すぐするというようなことは申し上げにくいというふうに思っておりますが、政治的判断でそういったことがなされるということはあるのかなというふうには思います。その点についてはまだまだ議論の余地があるかと思っておりますので、きょうのところは具体的な回答は差し控えさせていただきますと思います。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 期待していた町長の答弁とほぼ同じなんでしょうね、今の答弁で。課長が町長よりも踏み込んだような答弁をされたもんですから。そういう今の町の姿勢だろうなというふうに思っていますので、それは大いに検討する余地があるなというふうには私は思っておりまして、ぜひ前向きな検討をお願いしておきたいと思っています。

最後になります。この制度まであと6カ月になりました。私は冒頭にも言いましたけども、政府の新制度の目標というのは、全国的な保育施設の目標ですけども、その目標からして6割を超えたところなんですよね、今。これは、今というよりも、ごめんなさい、正確に言うところの4月1日です。1年前です、実施の。これは、いかにこの制度が問題を含んでいるか。現場の事業所も含めて、非常にトラブルや困難を抱えています。ここがやっぱり非常に大事なわけで、これを超えて頑張っていこうと思えば、担当課の努力はもちろんですが、やっぱり住民的にも、保護者も含めた協力がどうしても必要だと。もちろん、その要望にも応えていくというこの柔軟な対応をやっぱりやらしてもらわないと、これはいけないんじゃないかというふうに思っております。

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第96号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第96号 与謝野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第3 議案第97号 与謝野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより議案第97号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（今田博文） 起立全員であります。  
よって、議案第97号 与謝野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決することに決定しました。  
次に、日程第4 議案第67号 与謝野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。  
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
勢籓議員。

14番（勢籓 毅） それでは、議案第67号について2点を質問したいと思っております。

先ほど、いわゆる国の参酌基準についてお話がございました。私は、今回これで小学生を全体にこれ広げていくということなんで、それはそれでいいわけですが、この条例については委員会で申し上げておりましたが、国の関与が少ないその参酌基準にもっとやはり踏み込むべきではないかなというふうに思っております。特に設備の基準ですね。それから支援員の配置等について、私はまだ町の考えを入れる余地があったのではないかと。ここはどうでしょう、課長。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えします。

委員会でもご指摘をいただきました。町の特徴が出ていないんでないかというところは、確かにおっしゃるとおりだろうというふうに思っております。

ただ、その現在の学童保育の実施状況を鑑みますと、例えば施設の基準につきましても、専用施設として学童を持っておりますのが市場学童と山田学童の2カ所だけということになっております。他の学童につきましても、民家を活用させていただいたり、また公共施設のあいたところを利用したりという形になっておまして、本来の基準でいきますとまだ不十分なところが大きいにあるんだろうというふうに思っております。

そこで、今、これは、こういうことを申し上げるのもあれなんです、現在の施設基準を鑑みたときに、余りレベルアップした基準を設けますと運営そのものができなくなるということも現状ありますので、今後1年生から6年生までの受け入れをしなければならないという状況の中で、今の学童保育の実施場所では実施ができないというところも数カ所ございます。そういったこともありますので、新たな場所を考える中で、そういった基準については、先ほども申し上げましたように、あくまでも最低基準でございますので、その基準を超えられるものが徐々にできればそれにこしたことはないというふうに考えておりますので、条例上は明らかにしてはおりませんが、

考え方としては現状より向上できるような形を何とか模索していきたいというふうには考えております。

それから、支援員さん。

1 4 番（勢簀 毅） 支援員さん、今から聞きます。

福祉課長（浪江昭人） はい。

議 長（今田博文） 勢簀議員。

1 4 番（勢簀 毅） 課長よくわかりました。

それで、もう1点はそういうふうに小学生全体に広がっていくということですが、その場合、有資格者の支援員さんの確保について、この点が実際どうなんかなというんですが、課長の現在考えていらっしゃる構想はどうでしょうか。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

現状のいわゆる指導員という形でお願いしております職員さんにつきましても、多くの方が保育士の免許を持っていたり教諭の免許を持っていたりしておりますので、そういった部分では、そういったスキルを持った方に運営をしていただいておりますというふうに思っております。

それで、今後につきましても放課後児童支援員ということで呼び名が変わりますが、これを単位ごとに2名以上配置をしなければならないということになります。この放課後児童支援員といいますのは、保育士、社会福祉士等であって、都道府県知事が行う研修を修了した者ということで、現状よりさらにハードルが上がるのかなというふうには考えております。そういった方を確保していくということは容易なことではないというふうに思っております。学童の運営のスタイルを見ていただいたらわかりますように、大体2時ごろから6時ごろまでの短時間の労働ということになりますので、そこにそういった資格を持った方がどんどん入ってきていただけるかどうかについては若干難しいところがあるのではないかとこのように考えておりますが、ただ、もう放課後児童クラブについても、学童保育と呼んでおりますが、保護者のほうからは保育の域を超えてもう教育をしてほしいというところまで要望が上がってきておりますので、そういったことができる、そういったスキルを持った支援員を確保する努力については、現在、社会福祉協議会のほうに委託をしておりますので、社協さんのほうで今のところは人材の確保はいただいておりますが、当然町もそこには協力をしながら、そういった人材の確保ができるようにさらに努力をしてまいりたいというふうに考えております。

1 4 番（勢簀 毅） 終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第67号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第67号 与謝野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5 議案第68号 与謝野町いじめ防止対策推進委員会等条例の制定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤田議員。

8番(藤田史郎) 二、三点、お伺いしたいと思います。

今までに、これは初めて、きょう第68号の資料をいただいて、1枚だけで、ちょっと具体的なことが書けていないというか、わかりませんので、基本的なことかもわかりませんが聞きしたいと思います。

まず、今までにいじめ防止に関する協議会とか委員会が与謝野町に設置されていたのか。現況ですね。されていなくて新しくつくられるのか、あるいは名称を変えてつくられるのか、そこら辺のことがどうなっているかがまず1点の質問にしたいと思います。

議長(今田博文) 塩見教育長。

教育長(塩見定生) お答えいたします。

大津事件以来、教育委員会としましても重大なものと受けとめておりまして、教育委員会内部でいじめの問題についての委員会というのは持っております。学校の中でもありましたけれども、今回、防止対策法にのっとり学校内での設置、もしくは教育委員会の附属施設として、機関として設置するものであります。以上でございます。

議長(今田博文) 藤田議員。

8番(藤田史郎) ここで条例が2つあります。与謝野町いじめ防止対策推進委員会、あるいは与謝野町いじめ調査委員会ということで、任期が2年ということしか書いてありませんけれども、これがいつごろから設置される、あるいはメンバーについてどのような構成の方々、決まっていればですね。それから人数ですね。少人数でやられるのか、そこら辺のちょっとわかっている具体的な構成メンバーはどのような人たちでやられるのか、何名ぐらいでいつごろから立ち上げられるのかという点を2点目にお聞きしたいと思います。

議長(今田博文) 長島教育推進課長。

教育推進課長(長島栄作) お答えいたします。

先ほど教育長のほうからございましたように、与謝野町でも、本年5月、与謝野町いじめ防止基本方針ということで、先般も議員さん方にもお配りをさせていただいています。これを基本にしながら、今回条例の制定をいたすものでございまして、まず1点目のといたしますか、1つの会議体でございます教育委員会の中に設置をいたすものとして、与謝野町いじめ防止対策推進委員会ということでございます。また、重大事象が起きまして、教育委員会等だけではなく、広い範囲で審査、調査、再調査等を行います機関といたしましては町長部局になりまして、これに

つきましてが与謝野町いじめ調査委員会ということでございます。

また、こちらの構成メンバー等でございますけれども、教育委員会に設置を予定しております与謝野町いじめ防止対策推進委員会の構成メンバーにつきましては、学識経験のある者、また委員には保健所や児童相談所、臨床心理士、人権擁護委員さん、そういった方々にお願いをしたいというふうに思っております、10名以内というようなことで予定をいたしております。

また、町長部局に設置を予定いたしております与謝野町いじめ調査委員会ですけれども、こちらのメンバーにつきましては5名以内ということでございまして、こちらの構成メンバーは学識経験者ということで、心理や福祉の専門家などの専門的知識のある方といたしまして、教育、福祉、心理、医師、弁護士などの方を予定いたしております。こちらにつきましては5名以内ということで、弁護士または臨床心理士ほか丹後教育局、また法務局などを予定いたしております。以上でございます。

議長（今田博文） 藤田議員。

8 番（藤田史郎） ありがとうございます。

あつてはならないことなんですけれども、両方に書いてあります、その中で重大事態にかかわると、その重大事態ということに対して具体的に何を指すのか。今までに与謝野町でそういう事態の発生は一度もないので、また改めてそういうのが起きないようにということで、事前にそういうことで提案されているのか。そのあたりの具体的な内容といいますか、事案はどんなようなことを指しているのか、わかりやすくご説明いただきたいと思います。

議長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） お答えいたします。

今、京都府教育委員会は、いわゆるいじめ調査というのを年間2回、私どもの当町では年間3回実施しております、ペーパーで子供たちに聞きましたものを、聞き取り調査を行いまして、その中で各学校で調査委員会をします。この中でも、学校内だけじゃなくて、スクールカウンセラーとか学校評議員等々、外部の方を学校内に入れまして調査を行います。そして教育委員会に上がってまいります、今、議員ご指摘のとおり、第3段階までを分けております。第1段階といいますのは、いわゆる児童生徒が苦痛を感じているものであります。この定義上のいわゆる学校がいじめとして認知した件数、これを第1段階というように理解をお願いしたいと思います。ですから、以前は発生件数でしたけど、学校が認知したという件数でございます。これが第1段階。第2段階は、いわゆる学校が組織的に、継続的に観察をしなければならない。これはいじめであるということを認識したものが第2段階でございます。これの判断がどうかという場合に、教育委員会の、先ほど課長が申しましたように、附属機関においてこれはどうなのかということ判断してまいりたいと考えておりますのが附属機関でございます。第3段階、これが重大事態というものでございまして、いわゆる心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあるもの。心身というのは、例えばそのことが原因で欠席をする、学校を、とか、そのことが原因で、大体目途は30日間ということを年間、年間30日間ぐらい休んでいる。私どもは、いじめが原因で学校へ行きにくい状況というのをちょっとそういうことを思っておりますし、もう一つは、財産に重大な被害というのは、たかられたり、金品を強要されたり、こういったことで苦痛を感じている、こういった場合を重大事態と捉えておりまして、学校からは即刻教育委員会に報告があり、

教育委員会は町長部局のほうにこれを報告してまいるということになっております。

ですから、大津事件のようなことになった場合に、今度は町長部局において調査委員会、再調査委員会が行われるということでございます。以上でございます。

議 長（今田博文） 藤田議員。

8 番（藤田史郎） 大変よくわかりました。ありがとうございました。

ちょっと余談になるといいますか、これに関してですけども、先日の一般質問でこのいじめ、その他もろもろの、あるいは一般質問させていただきました。その後、ある方から、それを聞いておられた方が、私のほうに2人の方からちょっと提案というか、こういうことがあるで、それも本当言うたら言ってほしかったなということがありましたんで、いじめではないんですけども、実を言いますと、言葉がちょっと言いにくいんですけども、中学生の純なおつき合いならいいと思うんですけども、カップルがあるところで普通のおつき合いでない、ちょっと不純といえますか、犬の散歩で見つかり、そこにちょっと行ったときに裏のほうにいたとか。場所を言いますと、具体的に言っていいかどうかわかりませんが、天満神社の裏とか、あるいはそこのはにわ橋の向こうに水路のハンドルを調整するところがありますけど、その下のほうに潜ってですとかというようなことで、犬の散歩の方が発見されて2回ほど見たとか、いろんなことがありますんで、そこら辺はいじめではないんですけど、このいじめ防止といふこの対策にそういうことも一つ検討課題に入れていただいてやっていただきたいと、改めて要望しながら質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

河邊議員。

1 1 番（河邊新太郎） 条例にはちょっと外れるんですけども、教育長に何点かちょっとお聞きしたいんですけども、小学校でも中学校でも高等学校でも、学校は第一の学習の場であります。今や、子供たちにとって最も危険で過ごしにくい場になっております。ある学校では、ある児童生徒が気に入らないからという理由でノートやかばん、また上履きを隠したり、その生徒の展示している作品や名札に落書きをしたりするなど、また他の学校では部活のいじめが原因で女子中学生みずからが命を絶ったこと。その中学生から何度も相談を受けた女子生徒は、先生や親にも相談をしたけれども構ってもらえなかった。女子生徒の苦しみを先生や親はどう考えていらっしゃるのでしょうか。女子生徒の心の傷は一生残ります。

教育長にお尋ねします。いじめとは一体何なのか。なぜいじめが発生するのか。いじめの背景にあるのは学校なののでしょうか、それとも家庭にあるんだと思いますか。

もう1点なんですが、今回、与謝野町いじめ防止対策推進委員が設置されます。一例として2つ挙げました問題に対してどのように対応されているのかお聞かせください。

議 長（今田博文） 塩見教育長。

教 育 長（塩見定生） お答えいたします。

大変難しいご質問をいただきましたが、最初に、いわゆる児童生徒の悩みに対するものにつきましては、過日の一般質問でもお答えいたしましたように、確かに投書箱とかといったものでキャッチしていくことも大事ですが、私はやはり教師がいろんな場面に子供と向き合って、やっぱりそういった悩みや苦しみがわかる教師であってほしいという願いは今も持っておりますし、言

われましたように、児童生徒の悩みに応えられるような、そんな教師であってほしいという願いは今でも持っておりますし、そうであってほしいと思っております。

ただ、今、議員のご質問ありましたように、そういったことは皆無とは言えませんが、学校の中でやっぱりその悩みが言えるような関係を築き上げたい、このように考えております。

それから、いじめの原因はどこにあるかというご質問につきましては非常に難しい質問だなというふうに思っておりますが、私はやっぱり大人社会の反映かななんてことも思わんわけではないです。ただ、学校は危険な場所ではないというふうに信じております。以上です。

議長（今田博文） 河邊議員。

1 1 番（河邊新太郎） ありがとうございます。

もう1点なんですが、4月から橋立中学校に日置中が統合されました。今、日置中は宮津から出ているスクールバスで登校しております。そのちょっとバス内でのいじめがあった場合、どちらが責任をとるか。1市1町で連携して取り組むのか、それとも与謝野町で取り組むのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） 私からお答えさせていただきます。

ご存じのように、橋立中学校につきましては組合立で、宮津市さんと与謝野町で中学校組合を持っておりまして、この一部事務組合で管理運営を行っております。

今ご指摘のそのスクールバス内でのいじめがあった場合については、橋立中学校の管理ということで、もちろん中学校がまずはその事実について丁寧に対応すると。そのことについては、中学校組合としまして同じようないじめの基本方針を立てております。その中で、また、まだ今できておりませんが、各市町でこのいじめの対策委員会等の設置条例に準じまして、中学校組合のほうでもそうした条例をお願いする予定にしております。

議長（今田博文） 河邊議員。

1 1 番（河邊新太郎） ありがとうございます。

先生は生徒と接している時間が長いです。アンテナをしっかりと張っていただきまして、生徒に問題が起きましたら早く対応をしていただきたいと思います。幸せになるために生まれてきたんです。皆大きな使命を持っています。先生は大変ご苦勞ですけれども、よろしく願いいたします。以上、質問終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

勢籟議員。

1 4 番（勢籟 毅） それでは、1点教えていただきたいと思っていたんですが、実は、この第68号、これのもとになっているのはいじめ防止対策推進法なんですね。この推進法では、第12条で、いわゆる地方いじめ防止基本方針ということを書いております。それで、この中で地方公共団体は地域ごとにいじめ防止対策の基本方針を立てるように努力しますと、こうあっているんですが、ここの整合性といいますか、これは全く別のまた部分としてできるものでしょうか。

議長（今田博文） 長島教育推進課長。

教育推進課長（長島栄作） お答えします。

その法律をもとにいたしまして、町のこのいじめ防止基本方針を立てているということでござ

います。学校につきましては学校の基本方針を立てなさいということでございますし、地方公共団体につきましては望ましいといえますか、努力目標ということでございますけれども、各学校が基本方針を立てておりますので、行政といたしましても基本方針を立てて行うということでございます。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） この条例は、これ第14条に基づいて立てられているということではないんですか。そのところをお願いします。

議 長（今田博文） 長島教育推進課長。

教育推進課長（長島栄作） この法の第14条というところでございますね。こちらの法律につきましては、この第14条ではいじめ問題対策連絡協議会ということでございまして、これにつきましては条例とは別に設置要綱といえますか、それにつきまして設置をいたすことになっております。

1 4 番（勢旗 毅） わかりました。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第68号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第68号 与謝野町いじめ防止対策推進委員会等条例の制定については原案のとおり可決することに決定しました。

ここで3時5分まで休憩します。

（休憩 午後 2時50分）

（再開 午後 3時05分）

議 長（今田博文） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を続行します。

次に、日程第6 議案第70号 与謝野町営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第70号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第70号 与謝野町営住宅条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7 議案第71号 加悦奥辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第71号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第71号 加悦奥辺地に係る総合整備計画の変更については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8 議案第72号 香河辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

勢箴議員。

14番(勢箴 毅) それでは、議案第72号 総合整備計画、香河辺地について若干質問させていただきます。

今回の変更の部分で、産業の振興という部分について変更の予定がありますでしょうか。

議長(今田博文) 植田企画財政課長。

企画財政課長(植田弘志) ご質問にお答えしたいというふうに思います。

今回の変更につきましては、冷凍米飯加工施設整備事業の平成26年度分を追加するとともに、明石香河線の改良工事の平成25年度分の事業の確定により計画を変更させていただくものでございまして、産業の振興にといいます部分につきましては前段の部分ということでございます。

議長(今田博文) 勢箴議員。

14番(勢箴 毅) それでは、今、課長からお答えいただきましたので、この加悦ファーマーズライスにつきまして若干質問をしたいと思っておりますが、今回の整備計画のこのファーマーズライ

スに係る分の概要がわかりましたらお願いします。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 今回の冷凍米飯加工施設での整備の概要ですけれども、一つは冷凍食品を基本的に進めるという施設であります、そこをさらに増強するというので、一部、現冷凍庫の前室であります、隣の部屋でありますけれども、その部分を冷凍庫の能力を持たすという改修をしたものでございます。もう一つは、炊飯室におきまして空調が経年劣化で不調でございますので、その部分を今年度改修するという予定にしております。

議長（今田博文） 勢簀議員。

1 4 番（勢簀 毅） この中にも若干書いてありますが、現在ではこのファーマーズライスも債務超過を出しまして、町の健全な企業に再生する途上にあると、こういう認識を持っているんですが、それでよろしいですか。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 一時は東北大震災の際に高速道路等におきます需要が減ったということで、大きく売り上げを落としたという時期もございましたが、その部分を乗り切るといいますか、今そのような状況になってまいりまして、議員がおっしゃいますとおりの一定の向上といえますか、という状況だというふうに認識しております。

議長（今田博文） 勢簀議員。

1 4 番（勢簀 毅） 今回、議会に提出されております指定管理の収支状況の総括表を見てみますと、平成25年度は、販売額はその他の収入を含んで3億7,000万円ということで、今年度の販売の特徴としまして、生協が売り先のトップになってきている、このように思っているわけですが、これが仮にあと一、二年して5億円に達すると、今の規模では、工場の規模では非常に手狭になるのではないかなというふうにはほかから見ていても思えるんですが、その辺のことについては担当課長はどのように聞いていますか。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 議員おっしゃいましたとおりに、生協が伸びてきております。その要因といたしましては、先ほど申し上げましたように、冷凍部分にも力を入れてきたと、再びということがございます。

冷凍が伸びるということになりますと、今までのあいた時間に冷凍商品をつくるということで、労務管理の点では有効だということでもありますけれども、その分つくった商品を冷凍保管して、一定の期間ストックをしておく必要があったり、また製造までの資材をストックする、それからその間の、売れるまでの間の資金繰りといった点でいろいろな課題もあるということでございます。その課題の一つに、議員がおっしゃいましたとおりに工場自体の規模がだんだん手狭になってくるというようなことについてはお聞きをいたしております。

議長（今田博文） 勢簀議員。

1 4 番（勢簀 毅） この計画書では、従業員、作業員が40人ということになっておりますが、私はずっとあそこの車の動きを見ておりますと、それよりも多いのではないかなというふうに思っております、ここの雇用がどんどん拡大をしてきたということで、私はこの会社への安心感、あるいは信頼感が地域を含めて広がってきた、こういうふうに思っているんですけれども、これか

ら働く人々の、そこに、身分の安定といえますか、そういうふうにはできるだけ努めていただくというのを担当課にお願いをしておきたいと思いますが、そこはどうでしょうか。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） その部分につきましては、なかなか町のほうからどうこうということは難しいというふうには思いますけれども、機会があるごとにそういったことに触れていきたいと思っておりますし、既に改めて有給の取得の励行でありますとか、一時金の支給とか、そういった点でも今まで以上の向上へ向けての策をされておるといことは承知をいたしております。

議長（今田博文） 勢箴議員。

14番（勢箴 毅） それでは、最後に企画財政課長に1点だけお尋ねをしたいんですが、今、国の資料でこの辺地計画の関係を見ても、年々辺地数も減ってきておるといことと、辺地事業債も年々減少になっておるといふうには国の資料から読み取れるんですが、担当課としてはどういようにこのあたりを思っているのでしょうか。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） ご質問のほうは辺地度点数の関係でございます。

細かい計算をして辺地度点数を出していくんですけども、本町におきましては、特に一番大きい部分が半島振興法に係るかどうかというところで、この部分だけで、たしか30点ございました。それで、あとの細かい部分につきましては、それぞれの公共施設等の関係もございますので、一概には国の方向で下がっているというふうには、ちょっと私のほうはそこまで認識を持っておりませんが、一番心配しておりますのは、その半島振興関係のほうは継続されるかどうかによって本町の辺地については大きく変わってしまうという危惧を持っております。

14番（勢箴 毅） 終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第72号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第72号 香河辺地に係る総合整備計画の変更については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9 議案第73号 岩屋西部辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより議案第73号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長 (今田博文) 起立全員であります。  
よって、議案第73号 岩屋西部辺地に係る総合整備計画の変更については原案のとおり可決することに決定しました。  
次に、日程第10 議案第74号 財産の取得について(除雪ドーザ)を議題とします。  
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより議案第74号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長 (今田博文) 起立全員であります。  
よって、議案第74号 財産の取得について(除雪ドーザ)は原案のとおり可決することに決定しました。  
次に、日程第11 議案第75号 三河内大橋・嘉久屋橋・嗎橋橋梁補修工事請負契約の締結についてを議題とします。  
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
高岡議員。

1 番 (高岡伸明) それでは、議案第75号 三河内大橋・嘉久屋橋・嗎橋橋梁補修工事請負契約の締結について質問します。  
初めに財源内訳ですが、今回の工事は長寿命化計画の一つと聞きました。この長寿命化計画の国庫補助金は何%でしょうか。お伺いします。

議 長 (今田博文) 西原建設課長。

建設課長 (西原正樹) 今、工事費の財源内訳のところの補助金の率のことにつきまして質問がございま

した。

これにつきましては65%でございます。

議長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） 社会資本整備総合交付金を充てていると承知していますが、起債1,750万円はどういうものなのか、その内容をお伺いしたいと思います。

議長（今田博文） 暫時休憩します。

（休憩 午後 3時22分）

（再開 午後 3時25分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を続行します。

西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 起債の関係でお尋ねでございます。

合併特例債を予定しております。

議長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） ありがとうございます。

三河内大橋、嘉久屋橋、嗎橋の3カ所をまとめているのはなぜかということと、もう一つは、この間、議会でも町内の仕事づくりの話が出ていましたが、地元業者ではなく、なぜ大阪の業者なのかお伺いしたいと思います。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えいたします。

この橋梁補修工事につきましては、平成26年度、今年度が最初の年でございます。したがって、できるだけ町内の業者さんに発注したいというふうな思いで、町内の業者さんに向けて、こういうふうな橋梁の専門的な補修工事があるかどうかというふうなことを質問させていただいております。その場合に、こういうふうな本体を直接いらうというふうな修繕工事はないですというふうなお答えでしたので、今回につきましては橋梁の専門業者、いわゆる今回の酒井工業さんにつきましては、ちょうどその順気橋の工事のほうをやられておりまして、この辺の地域に精通をされておるというふうなこともございまして応札をしていただいたというふうなことだというふうに思っております。

議長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） わかりました。

長寿命化計画の事業を想定しますと、橋や建物など町内にはかなり多くの事業があり、これからも長期間にわたり続くと思われれます。一昨年に、本町は先進的に中小企業振興基本条例をつくり、この理念からしても、新しい町をつくっていくために町行政として建築、建設だけでなく、他業種も含め多面的に業界情勢や情報を業界の皆さんとともに共有し合っていくことが大変重要な課題と考えています。その課題の一つとして地元の業者を育てるということが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今、町内の業者さんの育成についてのお話がありました。今回の橋梁の長寿命化、いわゆる補修工事の部分につきましても、毎年約7,000万円程度、ずっと補修をしてい

くというふうなことを考えております。したがって、町といたしましては早くそういうふうな町内の業者さんがこういった橋梁の補修工事ができるというふうな体制をとっていただきたいなというふうに思っております。

今回の工事は橋梁の専門業者さんにお渡しをしておりますけれども、専門業者さんの中でも、こういうふうな研修をお願いしております。何回かこういうふうな研修をしていただいて、いわゆる知識を豊富に持っていただくというふうなことが必要だろうというふうに思っております。今回、何回できるかわかりませんが、できるだけそういうふうに参加していただいて、早くそういうふうな地元の業者さんでできるのが一番いい方法ではないかなというふうに思っております。1回、2回やって、どの程度まで知識が上がっていただけるかどうかというふうなことはありますけれども、町といたしましてはできるだけ地元の業者さんに発注をしていきたいなというふうに思っております。

ただ、今後発注するに当たりまして、いわゆる橋台スパンの橋梁の部分がすぐできるかどうかと、いわゆる長い橋の部分ですね、そういうふうな物件もございますので、この点についてはやはり設計をする中で十分に調整をさせていただかなければならない点だろうなというふうに思っております。

このことが、やはり町内の業者さんのいわゆる仕事の量をふやすというふうなことにも出てくるのかなというふうに思っておりますので、町といたしましては、できるだけたくさんの業者さんにこのような研修に臨んでいただきたいなというふうに思っております。

議 長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） ありがとうございます。終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

勢簀議員。

1 4 番（勢簀 毅） それでは、議案第75号につきまして若干質問をさせていただきます。

ただいま建設課長のほうから、なかなか町内業者ではというお話がございましたが、この平成7年に阪神淡路の大震災が起きまして、あのとき加悦大橋の一番起点部分が20センチメートル動いたということで、その後、加悦大橋、与謝野橋とも補強がされました。

特に橋脚部分をかなり深く掘ったやり直し工事が、補強工事があったわけですが、あれを見ておりますと、私は町内業者でもやれるのではないかなという気がしますが、そこはどうでしょうか。

議 長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今回につきましては、確かに今の阪神淡路大震災のときに、加悦大橋、それからその手前の与謝野橋の部分につきましても橋脚の補修があったというふうに思っております。それ以降に、今の橋梁の長寿命化におきまして、再度、今の紹介をいただきました橋梁につきましてはそういうふうな補修に入っております。

このように、いわゆる補修の部分、特に今回クラックの補修をどこまで突き詰めていくかというふうなことが非常に大切になってまいりまして、これは、一応平成26年度ではいわゆる近接目視ではなしに、もう少し離れたところからの目視でもオーケーですよというふうなことで発注をさせていただいておりました。ところが、平成26年度、今、実施設計する分では、いわゆる

近接目視でなかったらだめだというふうにだんだんレベルが上がってきておりまして、そういう意味合いの中で、我々が指示した物件以外にもそういうふうなクラックが入ってきておるといふようなことが出てくる可能性がございます。そのところを、今の町内業者さんがどこまでのスキルを持ってやっていただけるのかというふうなことがもう一つ我々としても不安な部分がございますので、そういったことで今の町内業者さんのほうにアンケート調査を実施させていただいて、そこらの有無を確認させていただいたというふうな状況でございます。

先ほども言いましたように、町はできるだけ町内の業者さんに発注をさせていきたいというふうに思っておりますし、これの本体以外の部分、例えば高欄の塗装だとか、そういった部分も将来あるわけでございますので、その部分につきましてはやはり町内の業者さんをお願いしたいなというふうに思っております。

議長（今田博文） 勢簀議員。

1 4 番（勢簀 毅） 今回の場合、3つの橋とも同じような補修だと、こういうふうに認識しているんですが、課長、嘉久屋橋の伸縮装置の取りかえ工と、嗎橋のいわゆる伸縮装置の補修工の違いですね。これにつきましてちょっと説明をというか、教えていただきたいなど。

それから、この補修工というのは、これは現場打ちのコンクリート打ちになりますか。そのところをお願いします。補修工というのは。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今のいわゆる伸縮装置の関係につきましてお話がございました。

伸縮装置といいますのは、やはりどうしても橋梁の上に車が乗ると、それによって振動が起こるといふようなことがございますので、その伸縮装置によってその振動を和らげるというふうなことがございます。

今回、嘉久屋橋につきましては、今ご紹介がございましたように、伸縮装置の取りかえをさせていただきたいというふうに思っております。これは、この間の説明でも申し上げましたように、いわゆる構造上、そういうふうな路面の排水だとか、そういうふうなものがたまりやすいというふうな状況になっておりましたので、今現在、新しい伸縮装置というのがございます。これは、今の実際には水がその中に入らないというふうな新しい部分に取りかえをさせていただきたいというふうに思っております。

それから、もう一つは嗎橋の補修の関係でございます。これも伸縮装置の関係。

1 4 番（勢簀 毅） これは伸縮装置補修工になっていますんでね。

建設課長（西原正樹） これは、嗎橋の部分につきましては昭和60年に架設をさせていただいたものでございますので、ここにつきましては、いわゆる土砂が長い経年によってたまっておるといふようなことでございますので、その土砂を取り除くというふうなことでこの補修をさせていただきたいというふうに思っているわけでございます。

議長（今田博文） 勢簀議員。

1 4 番（勢簀 毅） それでは、課長、先ほど課長のほうから説明がありました、いわゆるクラックの補修ですね。今回の場合は、これ多分私どもの知識では乏しい、注入工法になるんじゃないかなという気がするんですが、この注入材にというのはどういうふうな基準といいますか、要求で、何か特別なことがあったんですかいな。注入材そのものには、ありませんか。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。

これは、学校の校舎のいわゆる耐震と同じでございまして、クラックの深さによっていわゆる工法が変わってまいります。例えば一番クラックの薄いという部分につきましてはV字にカットをさせていただいて、そこにいわゆる樹脂をもう一回施すというふうな状況でございまして、深くなってくると、やはりそこまで掘り下げてしまうというふうなことも考えてきますので、そういうふうな中で、そのクラックの状況を見ながら補修工法を検討させていただきたいというふうに思っております。

ただ、クラック補修というのが主になってまいりますので、今見た段階ではいわゆるU・Vにカットさせていただいて、そういうふうなその中に充填をさせていただくというふうなことになるだろうというふうに思っております。

議長（今田博文） 勢簀議員。

14番（勢簀 毅） それでは、最後にそれぞれの橋がどのぐらいたっているかというのを私どもも十分知らないわけですが、長寿命化は長寿命化としまして、この場合、先ほど申しました加悦大橋や与謝野橋のように耐震について特に補強という必要は、今までの鑑定ではないと、こういう理解でよろしいでしょうか。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今の加悦大橋と与謝野橋につきましては緊急輸送道路になっております。したがって、緊急輸送道路の部分につきましては、今は耐震のほうから一生懸命やっけていきなさいよということになっております。

今回のように昭和60年だとかといいますと、今の新耐震には適合しておりません。それは、もう今のそういう道路の重要度、それによって、例えば耐震まで行うのか、あるいは今の長寿命化で済ましてしまうのかというふうな点がございまして、一概に加悦大橋と今回の橋梁の部分とが一緒だというふうにはなりませんけれども、そのような段階で、我々といたしましてもできるだけそういうふうなことにも一緒に取り組んでいきたいなとは思っておりますけれども、今回につきましては、いわゆる老朽化対策というふうにお考えをいただきたいと思っております。

14番（勢簀 毅） 終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第75号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第75号 三河内大橋・嘉久屋橋・嗎橋橋梁補修工事請負契約の締結については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第12 議案第76号 統合簡水与謝簡易水道桜内浄水場改良工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより議案第76号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第76号 統合簡水与謝簡易水道桜内浄水場改良工事請負契約の締結については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第13 議案第77号 平成26年度与謝野町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

多田議員。

15番(多田正成) それでは、一般会計補正の28ページなんですけれども、清掃総務費一般経費に宮津与謝し尿処理のあり方研究負担金ということで、ここをお尋ねしますが、これは当町のし尿処理場の状況から見て、このことを研究に入らなければならないということなんですか。ちょっとその辺からお聞かせください。

議長(今田博文) 朝倉住民環境課長。

住民環境課長(朝倉 進) 町長の提案説明でも申し上げましたように、老朽化が進む宮津与謝地域のし尿処理施設の整備ということで研究を進めるということでございます。

議長(今田博文) 多田議員。

15番(多田正成) 老朽化はわかるんですが、当町の、どうしても広域でやらなければならないという状況で研究に入らなければならないのか、方法論はまだまだこれからあると思われるのか、そこら辺はどうなんですか。

200万円かけて研究だけで終わってしまったというような、ごみ処理場の問題もそうですけれども、丹後一円で研究して、結局、最終的には1市2町でやるという結果になりました。そういった研究がもとでそうなるのかもわかりませんが、下水道も整備されておりますし、方法は幾らでもあろうかと思いますが、その辺が広域でやらなければならないという理由を教えて

ください。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 広域的に研究をするその必要性でございます。

先ほど申し上げましたように、宮津与謝で、宮津市もし尿処理施設を持っていますし、私どもの与謝野町もし尿処理施設を持っておると。それぞれが老朽化ということで、共通の理由があるということが1点でございます。

それと、施設の新設ですとか大規模改修、それから、今、議員おっしゃいましたように、下水道投入も含めて検討していくということになりますと、下水道投入ですから、宮津湾流域下水道のほうに投入ということも一つの検討課題でありますので、流域下水道が1市1町、宮津市と与謝野町の施設でありますので、共同で研究せざるをえんというふうな事情もございます。そういった中で研究を始めていこうということでございます。

議長（今田博文） 多田議員。

1 5 番（多田正成） 効率がよければ広域で研究をされるのも一つの方法かわかりませんが、当町の施設を改造して下水道に持っていくという方法もあります。くみ取りはどうしても、これは絶対にはなくなりませんので、ある程度は維持せんなんというふうに思いますが、下水道が進めば進むほど少なくなってくる。ですから、お互いの自治体も少なくなるから広域でやろうという話なんでしょうけれども、与謝野町で独自にそういった下水道につないだ施設をつなぐというような方法もあるかと思うんですが、そういったことは広域でやらなくても、我が町でどうするという方針さえあればできることではないかなというふうに私は思うんですが、その辺は、課長どのようにお考えでしょうか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） このし尿処理のあり方を広域で研究していこうということでございます。広域で研究するから、実際に施設整備をする場合も広域かというのと、そういうことに直結をしないといえますか、広域ですることそのケースとしては研究しますし、今、議員おっしゃいましたように単独でした場合はこうなるんだというふうなことも研究していくと。そういった形の中で、研究の成果によってはどういうふうにしていくのが一番いいのかというふうなことを探っていくといえますか、というふうな形になろうかというふうに思います。

議長（今田博文） 多田議員。

1 5 番（多田正成） そうでしたら、広域に研究をして、その結果によっては当町だけでまた研究をしていくという例もあるということでしょうか。必ずしも、これでやったから一緒にやるという意味ではないということでは理解させてもらったらよろしいでしょうか。

私は、当町だけの考え方、物の考え方、どうしても分析をして、広域的に話し合っただけでやらなければ非効率だということであれば広域で取り組んでもいいけど、まず当町の我が町をどうするといったところから考えた研究から入って、それではこういう結果だから広域的に話そうという状態になれば順序が合うとるんですが、いきなり広域で取り組んでいくというようなことはいかかなものかなというふうに思うんですが、課長はその辺はどうでしょうか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 繰り返しになりますけども、あくまでもし尿処理のあり方を共同で、広域で

研究していくということでございまして、この関係では、9月1日でしたかの全員協議会で勢籟議員のご質問にお答えする中で、実際宮津市と私どもで比較しますと、収集体制ですとか料金等、調整がかなり難しい問題といたしますが、をたくさん抱えておりますので、そのときに申し上げたのは、かなりハードルは高いだろうというふうなことを申し上げました。宮津市と広域で行う場合ですね。というふうな認識は今の現在、そんなふうに認識をしておるということでございます。

議長（今田博文） 多田議員。

15番（多田正成） その資金を使えばどんな研究もできますし、いいんですが、まず当町の状況を分析しながら、どうあるべきだということを考えて、当町の方針から物事は考えていただく必要があるのではないかなというふうに思いましてお尋ねをしているところであります。

それでは、水かけ論にこれ以上やってもなりませんので、次に、ちょっと総務の所管であります自校給食について次にお尋ねをしてみたいと思うんですが、先ほどもどなたかの質問で、自園で給食しているというふうに言われました。また、この間の総務常任委員会でもこのことについて触れさせていただきましたら、自校給食はアレルギーみたいなきめ細かなところまで対応ができるということで、非常にメリットがあるようなお話を聞かせていただきました。

実は、私は給食センターで1本化したほうがいいのではないかなというふうに思ったんですが、その後、給食センターの分析を少ししてみましたら、自校給食のほうが、1人に対しての食事代が非常に安い、1食分のものが安いんですね。これがどういうわけかわからんですが、給食センターでは、合わせますと251.7円かかっておるんですね、1食が。自校給食では490.6円になっとる。490円60銭になっております。それが、経費から申しますと、安い給食費で、自校のほうが随分効率が悪いから高いと思っとったんですが、なぜこういう結果になるのかなというふうに思うのと、それからやはりアレルギーなんかきめ細やかな対応をしていくということでは自校給食が非常にいいというふうに言われたんですが、その辺の整合性はどうなんでしょうかね。

議長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） お答えいたします。

議員おっしゃったように、自校給食の場合と、それから給食センター給食の場合との単価ということなんですけども、ちょっと手元に細かい資料を持っていませんので申し上げられませんが、私が去年までの資料で頭に残っていることから言いますと、ほぼ同じだということで、ある意味では、給食センターで総合的にやっている部分のメリットが、その部分としてはなかなか発揮できていない結果にはなっておりますが、給食の考えとしまして、やはりいろいろと賛否がございまして、一つにはできるだけ同じものを提供できるということは一つの大きなメリットではないかなというふうに思っておりますが、一方で、先ほど保育園の自園給食の中でもありましたように、やはり情操的な部分で、自分とこでつくっているといいにおいがしたりとかいうようなことで、本当に、ああ、給食の時間だなとかというようなことでその楽しみがふえるんですが、情操的な部分があるということは一つにあると思うんですけども、子供の数が減っていく中で、委員会の中でも出ておりましたように、給食センターへの統合的なことも一つ考えていかなん時期にはなっているかなと思っておりますが、なかなかこれまでの経緯もございまして、もう少しお時間をいただきたいなというふうに思っております。

議長（今田博文） 多田議員。

15番（多田正成） 総務委員会では、そういった給食センターでの1本化した方が効率がいいと違うかなというふうな申し上げ方をしたんですが、自校給食を分析して、給食センターを分析して、それからアレルギーにも細やかな対応ができるということになってきますと、給食センターのあり方というものが少し不自然に感じておりました、小学校も当然統合を控えておりますし、本当に自校給食が、自園給食もしかりですけれども、自校給食もいいとされるなら、やはりその辺は真剣に議論する必要があるかなというふうに思うんですが、そういったあたりの考え方でちょっと申し上げとるんですが、どちらがいいかわかりませんが、今後の研究材料として、そういったきめ細やかなところを対応していかなん。それは、自校給食だけでなくても、給食センターでもアレルギーの方はいっぱいおられるわけですから、その辺の考え方。それと、小学校を統合させたときにどちらを選ぶんだというような、そういうこともこれから、今後合併するまでに、統合させるまでに研究する必要があるんじゃないかなというふうに思って、どちらがいいということを決めとるわけではありませんけれども、そういった研究もぜひとも必要ではないかなというふうに思うんですが、課長、その辺はどうでしょうかね。

議長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） お答えいたします。

先ほど答えさえてもらったように、少しお時間いただきたいなと思っております。

確かに範囲が狭くなって、各学校で小ぢんまりとすることによって、今一人一人の子供たちに丁寧に見ていく。一つには、例えば食物アレルギーの問題ですとか、そういった部分については確かに対応はしやすいです。しやすいですが、ちょっとこちら辺もまだ十分に私承知しておりませんが、研究もさせてもらう中で、やはり給食センターになりますと、ハード面では、一つ、今回の補正ではオーブンを、自校給食のほうで備品購入をお願いしておりますけれども、そうした部分が共同化できるという部分は、長期的に見ますとメリットがあるんじゃないかなという事は思っていますが、ただちょっと資料を持ち合わせておりませんし、十分な分析ができておりませんので、この場ではちょっとご勘弁いただきたいと思っております。

議長（今田博文） 多田議員。

15番（多田正成） そういったことで、統合に合わせて、その辺もあわせて十分研究していただいて、よりよい給食のあり方を考えていただきたいというふうに思いますので、質問を終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

高岡議員。

1番（高岡伸明） それでは、補正予算、ページ24から質問します。

放課後児童健全育成事業というのはどのような事業でしょうか。教えてください。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。

学童保育ということでございまして、現在のところは小学校1年生から3年生の子供さんを放課後にお預かりをするということの事業でございます。

議長（今田博文） 高岡議員。

1番（高岡伸明） わかりました。

学童保育の関連の質問になりますが、岩滝の地域にあります児童館、今後耐震とかいろんな問題は聞いているんですけども、今後はどのようになるのかお伺いしたいと思います。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えします。

児童館につきましては、皆さんご承知のとおり、現在岩滝地域に1カ所だけがございまして、町直営ということで運営をさせていただいております。

ただいまご紹介いただきましたように、かなり老朽化が進んでおりまして、現状で児童館の運営を続けるのは、本来ですと非常に厳しい状態になっておるということでございます。それは耐震の問題だけではなく、もう施設そのものが非常に老朽化しとるということでございます。

それと、先ほど申し上げましたように、与謝野町内に児童館が1カ所しかないということで、あとの地域については、それにかわるものとしましては学童保育ということになっております。そのあたりで地域間にアンバランスが生じておりますので、近い将来、一旦同じ土俵といえますか、同じレベルに合わせまして放課後の子供の育成について検討をしていく必要があるというふうに考えておりまして、町の方針としましては、現在のところ岩滝に認定こども園ができた状況で、一旦児童館は廃止をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） わかりました。

そうしますと、なくなるということになると思うんですが、そこに現在働く人が何人かおられると思いますが、そういう方々は今後どのようになりますでしょうか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 現在、児童館に3名の方が指導員としてついでいただいております。その方につきましては、当然本人のご意向もお聞きせんなんわけですが、岩滝地域に児童館にかわりまして学童保育を設置したいというふうに考えておりますので、その職員として引き続き勤めていただければ非常にありがたいと。非常にノウハウも持っておられる皆さんですので、何とかそちらのほうで雇用が継続していけたらというふうに考えております。

議長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） わかりました。

岩滝の児童館というのは、私なんかも子供のころ利用させていただいた記憶があるんですが、児童館の果たしてきた役割というのは大変大きなものがあると思っています。それで、今まであったものがなくなるということは、多くの人が大変困るという思いが出てくると思うんですが、岩滝の児童館は歴史のある施設でもあり、岩滝の住民としては重要な児童館の果たしてきた役割をしっかりと引き継いでいただきたいと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えします。

議員のおっしゃいますように、児童館そのものについては非常にすばらしい施設だと私も認識をしております。児童館そのものが悪いという話ではなく、与謝野町の放課後の児童の健全育成の場所として、先ほど申し上げましたように、アンバランスな状態になっておるといところから、一旦学童保育のほうに統一をさせていただいて、その後児童館についてさらに必要という

ことでありましたら、その検討は必要かと思いますが、与謝野町になったことによってそのアンバランスが生じておるということを、これは役場だけではなく、住民さんも一緒に考えていただく必要があるのではないかなというふうに思います。

児童館を決して否定するものではありません。岩滝町時代に、京都府下でも初めて児童館が置かれたということもお聞きしておりますので、その経過を踏まえても廃止するということが目的ではなく、新たな放課後児童の育成のあり方について与謝野町として考え直す、そういったことが必要というふうに考えておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

議長（今田博文） 暫時休憩します。

（休憩 午後 4時05分）

（再開 午後 4時05分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を続行します。

高岡議員。

1 番（高岡伸明） それでは、廃止する、それだけではなく、新しくまた児童館にかわるようなものができるということを期待しています。終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

勢簀議員。

1 4 番（勢簀 毅） それでは、議案第77号につきまして若干質問をしたいと思っております。

まず、総務課長にお尋ねをいたします。14ページに、歳入でいわゆる社会保障・税番号の関係が入っております。それから、この18ページの例規関係業務で、マイナンバー制度と言われるこの社会保障税番号の導入準備が始まったと、こういうふうに考えておるんですが、この理解でよろしいでしょうか。

議長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） マイナンバー制度に伴う予算を今2カ所ご指摘でございますけれども、上げさせていただいているということでございます。

議長（今田博文） 勢簀議員。

1 4 番（勢簀 毅） そうしますと、課長、この制度の概要と工程について、大体いつごろまでにどういう格好になるのか。もう国のほうからおりてきておりましたらお願いします。

議長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） お答えいたします。

私どもは、あくまで総務課としましては例規の関係を所管させていただいております、マイナンバー制度そのものの所管はいたしておりませんが、聞いておりますのは、いわゆるマイナンバー制度は住民一人一人に番号を付与するという制度であるということと、平成27年10月に住民の皆さんに通知をさせていただくということになっているということから法整備を急がなければならないということだというふうに認識をしております。

1 4 番（勢簀 毅） これは、課長、どこが所管です。所管は。

総務課長（浪江 学） マイナンバー制度は多岐にわたってきますので、一応取りまとめ的には企画財政課ということになるかと思っております。

議長（今田博文） 勢簀議員。

1 4 番（勢簀 毅） それでは、どうも失礼しました。それでは、企画財政課長にお尋ねします。

具体的にこれがスタートしますと、現在の住基ネットはもう必要ないんじゃないかなと、こういうふうに思っとるんですが、このところはどのように聞いていらっしゃいますか。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） ご質問のほうで、マイナンバー制度ができれば住基ネットが必要ないということでございますけれども、前提としておりますのが、今の住基ネットでそれぞれの市町村で番号を振っております。それを全国規模で振り直すという言い方が妥当なんかちょっとわからないんですけども、それを使って全国民に番号を振ることになっていきますんで、その住基ネットのほうが必要でないという理解は私のほうはしておりません。

議長（今田博文） 勢簀議員。

1 4 番（勢簀 毅） これまで国のほうでも再三このことは議論をされてきまして、いわゆる国民総背番号制ということでかなり難しかった時期があります。今回マイナンバー制度ということで個人情報が一元化をされ、こういうことになるんですが、この場合、国民の中には、マスコミ等で情報を集めてみますと、やはりその管理を非常に心配する声がありますけれども、それぞれ市町村でもその受け持つ分野が多岐にわたるし、また実際の利用もする場合ここが窓口になるわけですが、そういったことで特に心配はございませんか。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） それぞれの、例えば税業務とか保険業務、いろんな業務があると思います。今、私が把握しとる中では、それぞれの1つの番号に全部の業務、税とか保険とかをつなげていくというふうな認識はしておりませんので、1つのキーを持っておる国民それぞれの番号でそれぞれの業務の照会ができるというんですかね、そういうことなんで、ひとまとめにして情報を集めてしまうという認識はしておりません。

ただ、おっしゃるとおり、その個人情報のそれぞれの情報については厳密に取り扱う必要があるという認識は十分しております。

議長（今田博文） 勢簀議員。

1 4 番（勢簀 毅） それでは、農林課長にお尋ねをいたします。30ページですね。需要対応型特産物生産支援事業補助金150万円。

これまでよくご商売をされている方からは、農家の方は、春になって大変たくさん大根が田んぼで残っているんだけど、あれをもっと使うということが必要ではないかななんておしかりを受けたことがあるんですが、この遠赤外線乾燥機ということでございますが、対象となる野菜、あるいは穀物なのかわかりませんが、その辺のことからまずお尋ねをします。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） この乾燥機は、もう一般的なお米の乾燥機でございます。

議長（今田博文） 勢簀議員。

1 4 番（勢簀 毅） そうしますと、この遠赤外線の特徴としまして、いわゆる稲木に干したのと同じような効果があるという、私は思っていたんですが、そういう理解でよろしいですか。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 稲木干しと同等かというような点につきましては定かではございませんが、遠赤

外線ということで、従来の重油等をたくのに比べて早いということと、それから安全面で安心だ  
という点が特徴ということでございます。

議 長（今田博文） 勢簀議員。

1 4 番（勢簀 毅） 大きさ等がわからないんですが、大体この150万円の規模の遠赤外線の乾燥機  
というのは、どのぐらいの量の米の乾燥ができるという理解でよろしいか。

議 長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お米の乾燥のこの機械の能力が、いわゆる石高といいますか、ございまして、  
この能力は30石ということを予定されております。田んぼの面積でいきますと約4反分という  
ことでございます。

議 長（今田博文） 勢簀議員。

1 4 番（勢簀 毅） それでは、最後にこの団体の概要と、それから設置場所は、これどこになります  
か。

議 長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） この団体でございますけれども、あつえ夢ファームといいまして、構成員は  
10名でございます。名前のとおり、温江地区のいわゆる農業を守っていこうということで、営  
農を基盤としたいいわゆる集落営農の組織ということでございます。

設置場所については、私が今認識しておる限りでは温江公民館の付近の。

1 4 番（勢簀 毅） あの下作業場の。

農林課長（井上雅之） はい。だというふうに思っております。

議 長（今田博文） 勢簀議員。

1 4 番（勢簀 毅） それでは、これ農林課の所管かちょっとはっきりしないんですけど、最後に農林  
課長にお尋ねします。

16ページ、ここで、雑入で府営基盤整備事業負担金返還金1,009万6,000円がある  
んですが、これ課長の所管ですか。これは、府営事業のどの事業が対象になっってこの返還金  
が生じてきたという理解でよろしいか。どういうふうに理解したらいいのかちょっとお尋ねしま  
す。

議 長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） これの対象となっております事業は、府営の基盤整備事業でございます。

場所としましては、滝川で頭首工を2基整備するという予定をしておりました。これは、平成  
24年度の繰り越し事業でございましたが、昨今の入札不調の関係で発注ができなかったという  
ことで事業を乗りかえるということになりまして、それに伴って返還を生じたというものでござ  
います。

議 長（今田博文） 勢簀議員。

1 4 番（勢簀 毅） それでは、先ほど多田議員さんから質問がありました自校給食につきまして、若  
干教育委員会にお尋ねをしたいと思っております。

私ども、全く自校方式でやられるところを認識していなかったんですが、地域や子供さんにと  
っても非常に高いといいますか、評価がされてきてきょうまで続いてきておると思っ  
ていまして、この自校給食につきまして、教育委員会としては、この教育上の効果ということに

ついてはどういう認識をされておりますか。

議長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） お答えいたします。

大変難しい質問なんですけれども、一つには、とりあえず自校給食を続けているという点につきましては、やっぱり合併したわけなんですけれども、合併前からの状況というんですか、経緯を踏まえたということで今があるのかなという点と、それから給食センターにつきましてはやはり、先ほども言いましたように、できるだけ公平性というんですか、それと安心・安全なものを提供していくというようなことから、それと合理性を兼ねて取り組んできたと思うんですけれども、先ほど多田議員さんの分析等によりまして、余りメリットというんですか、単価的にはないような説明があったわけなんですけれども、ちょっと教育委員会としては、とりあえず安心・安全な食事を提供するという点に関しまして、今その食物アレルギーの問題等が出てきております。そういう中では、また考え直す言うたら語弊がありますが、そうした部分で総合的に、本当にどうした方式が一番いいのか、特にこれから認定こども園等で給食を提供していかんなんことがありますし、いま一度勉強する必要がある、研究する必要があるんじゃないかというふうに思っております。

議長（今田博文） 勢簀議員。

1 4 番（勢簀 毅） それでは、課長にもう二、三点お尋ねしたいんですが、一つは、この学校給食法第10条では栄養教諭が指導するという点になっているんですけども、現在配置されておりますか。

議長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） 1名配置をしております。

議長（今田博文） 勢簀議員。

1 4 番（勢簀 毅） それでは、もう2点ほどですが、この学校給食の衛生管理基準ではドライシステムの導入と、あるいはその運用という指導がされているんですが、これについては、現状はどうなっていますか、現場は。

議長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） できる限り行っているというふうに承知しております。

議長（今田博文） 勢簀議員。

1 4 番（勢簀 毅） それでは、最後にもう1点。3名の方が従事されているとのことで、全員、臨時職員のようにも思えるんですが、この給食調理員の方々の身分というのは現在どういう身分になっていますか。

議長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） お答えします。

1人が正職で、2人が臨時職員だったと思います。

1 4 番（勢簀 毅） 終わります。

議長（今田博文） お諮りします。

本日はこの程度にとどめたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（今田博文） 本日はこれにて延会することに決定しました。

この続きは、9月17日、午前9時30分から開議しますのでご参集ください。  
ご苦労さんでした。

(延会 午後 4時21分)